

令和5年6月定例会提出議案・議決結果

知事提出

議案

【令和5年6月1日上程】

番号	件名	概要	採決日	議決結果	各会派の態度 (○は賛成、×は反対)				
					維新	公明	自民	民主	共産
1	令和5年度大阪府一般会計補正予算(第2号)の件	概要はこちら https://www.pref.osaka.lg.jp/zaisei/yosan/r5hosei2.html							
2	令和5年度日本万国博覧会記念公園事業特別会計補正予算(第1号)の件								
3	令和5年度大阪府営住宅事業特別会計補正予算(第1号)の件								
4	令和5年度大阪府中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)の件								

5	工事請負契約締結の件 (大阪府営住宅建設事業)	(1) 大阪府営堺宮園第3期高層住宅(建て替え)新築工事(第1工区) 請負契約 契約金額 11億8,800万円 請負者 西野建設工業株式会社 (2) 大阪府営堺宮園第3期高層住宅(建て替え)新築工事(第2工区) 請負契約 契約金額 14億5,200万円 請負者 コーナン建設株式会社 (3) 大阪府営高倉台センター住宅高層耐火住宅第2次撤去工事請負契約 契約金額 5億8,520万円 請負者 株式会社ケイテック						
6	工事請負契約締結の件 (大阪府立国際会議場計画保全事業)	(1) 大阪府立国際会議場調光設備改修工事請負契約 契約金額 8億9,298万円 請負者 株式会社大三洋行 (2) 大阪府立国際会議場音響設備改修工事請負契約 契約金額 9億959万円 請負者 NECネットエスアイ株式会社						
7	製造請負契約締結の件 (漁業取締船代船建造業務)	漁業取締船代船建造業務請負契約 契約金額 3億7,950万円 請負者 株式会社沖新船舶工業						

8	工事請負契約等変更の件(モノレール道整備事業)	<p>(1) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事(荒本西工区外)請負契約 (令和5年3月17日議決) 契約金額 10億4,570万4千円 → 11億1,152万9,100円 請負者 株式会社駒井ハルテック</p> <p>(2) 大阪モノレール支柱建設工事(荒本西工区その2)請負契約 (令和5年3月17日議決) 契約金額 20億9,770万円 → 21億8,336万300円 請負者 株式会社森組</p> <p>(3) 大阪モノレール瓜生堂車両基地(仮称)内の支柱基礎建設工事委託契約 (令和5年3月17日議決) 契約金額 10億9,744万3,600円 → 11億5,570万9,500円 受託者 大阪モノレール株式会社</p>						
9	大阪府営業時間短縮協力金に係る不当利得返還請求に関する訴えの提起の件	大阪府営業時間短縮協力金に係る不当利得返還請求について、事業者を相手方として訴えを提起するため、議決を求めるもの。						
10	府道茨木寝屋川線の物損事故に係る損害賠償請求に関する和解の件	府道茨木寝屋川線(高槻市柱本四丁目)において発生した車両物損事故に係る損害賠償請求について、民事訴訟法第89条第1項の規定により和解するため、議決を求めるもの。						

1 1	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正の件	外国語指導助手の期末手当について、支給を行わないこととする。 施行日：公布の日							
1 2	職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	国家公務員について、新型コロナウイルス感染症への対処業務に従事した場合の特殊勤務手当に係る規定が改められたことに伴い、同趣旨の改正を行う。 施行日：公布の日							
1 3	大阪府政治資金規正法関係事務手数料条例一部改正の件	電磁的記録を複製した光ディスクの交付に係る手数料の額を改正する。 ・光ディスク 1枚 〔改正前〕 40円 〔改正後〕 50円 施行日：公布の日							
1 4	大阪府日本万国博覧会記念公園条例一部改正の件	1 パビリオン別館の整備に伴い、パビリオンの利用料金の上限額を改正する。 〔改正前〕 個人（大人一人一回） 210円 〔改正後〕 個人（大人一人一回） 500円 等 2 パビリオンにおける別館展示室等の専用使用に係る料金を新たに設定する。 ・別館展示室 午前10時から午後5時まで（休日等） 91,300円 等 施行日：規則で定める日							

15	大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例一部改正の件	情報公開審査会等に対する諮問から同審査会等による答申までの期間について、「60日以内に答申するよう努めなければならない」を「速やかに答申しなければならない」とする等の改正を行う。 施行日：公布の日								
16	大阪府附属機関条例一部改正の件	大阪府立学校いじめ防止対策審議会の名称を大阪府立学校いじめ防止対策等審議会に改正するとともに、担任する事務を追加する等の改正を行う。 施行日：公布の日								
17	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。 施行日：公布の日 〔関係条例〕 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか4条例								
18	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	医療法の改正により、医療法人の活動の状況等に関する調査及び分析並びに公表等の事務が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を大阪市が処理することとする。 施行日：令和5年8月1日								
19	大阪府立中河内救命救急センター条例一部改正の件	大阪府立中河内救命救急センターの利用料金について後納によることができることとする。 施行日：公布の日								

20	大阪府建築都市行政事務手数料条例一部改正の件	宅地造成等規制法及び宅地造成等規制法施行規則の改正により、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。 施行日：公布の日								
21	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	租税特別措置法施行令の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：公布の日								
22	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。 施行日：公布の日								
23	大阪府警察事務手数料条例一部改正の件	道路交通法の改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を新たに設定する等の改正を行う。 ・講習手数料 講習1時間につき2,000円 施行日：令和5年7月1日								
24	大阪府高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例一部改正の件	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準（国家公安委員会規則）の改正により、歩行者用青信号に従って道路を横断することができるものとして特定小型原動機付自転車が追加されたことに伴い、同趣旨の改正を行う。 施行日：令和5年7月1日								

25	大阪府新型コロナウイルス助け合い基金条例廃止の件	大阪府新型コロナウイルス助け合い基金を廃止するため、本条例を廃止する。 施行日：公布の日								
26	副知事の選任について同意を求める件	副知事として、森岡武一氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により同意を求めるもの。	6月1日	同意	○	○	○	○	○	○
27	大阪府教育委員会委員の任命について同意を求める件	教育委員会委員竹若洋三氏の任期が令和5年6月1日に満了となるので、竹内理氏を新たに任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるもの。	6月1日	同意	○	○	○	○	○	○
28	大阪府監査委員の選任について同意を求める件	監査委員山本浩二氏の任期が令和5年7月18日に満了となるので、鈴木一水氏を新たに選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるもの。								

報告

【令和5年6月1日上程】

番号	件名	概要	採決日	議決結果	各会派の態度 (○は賛成、×は反対)				
					維新	公明	自民	民主	共産
1	令和4年度大阪府一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの。							
2	令和4年度日本万国博覧会記念公園事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの。							
3	令和4年度大阪府営住宅事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの。							

4	令和4年度港湾整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの。							
5	令和4年度大阪府一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件	地方自治法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの。							
6	令和4年度大阪府流域下水道事業会計予算繰越計算書報告の件	地方公営企業法の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同法第26条第3項の規定により報告するもの。							

※本表は、会派の態度を記載したものです。

会派の名称

(維新)・・・大阪維新の会大阪府議会議員団 (公明)・・・公明党大阪府議会議員団 (自民)・・・自由民主党大阪府議会議員団
(民主)・・・民主ネット大阪府議会議員団 (共産)・・・日本共産党大阪府議会議員団